前記の期限後は、土地区画整理法第七十七条第七項の規定に基づき、施行者寝屋川市小路土地区画整理組合が除却工事を行うことになりますので、あなたが前記期限までに自ら除却される意思があるか否かを添付の用紙で回答して下さい。

以上、土地区画整理法第七十七条第二項の規定に基づき、通知及び照会します。

なお、書類の具体的な内容については、施行地区内の掲示場である土地大阪府寝屋川市小路南町百四十六番一及び寝屋川市小路土地区画整理組合事務所の掲示場において掲示します。

教示

この通知について不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して六十日以内に寝屋川市長に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法第十五条に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、採決があったことを知った日）から六箇月以内に寝屋川市小路土地区画整理組合を被告として取消訴訟を提起する事ができます。

記

建築物等
　建築物番号　九街区一
　所在地　寝屋川市小路南町四七番
　構造及び数量　木造平家建倉庫一棟　その他工作物及び竹木土石等

摘要
（注意事項）
一、自ら除却する場合の補償金については、寝屋川市小路土地区画整理組合でお知らせします。
二、除却完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連署のうえ、ただちに寝屋川市小路土地区画整理組合へ届けて下さい。

平成二十八年四月八日
　大阪府寝屋川市小路北町九番四号
　　寝屋川市小路土地区画整理組合
　　理事長　西川喜久男

低濃度ＰＣＢ無害化処理事業に係る環境影響評価書の公告

青森県環境影響評価条例第二十六条第一項の規定に基づき、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
　名　称　東京鐵鋼株式会社
　代表者　代表取締役社長　吉原　毎文
　所在地　東京都千代田区富士見二―七―二
二、対象事業の名称
　低濃度ＰＣＢ無害化処理事業
三、対象事業の種類
　廃棄物処理施設（ＰＣＢ処理施設）の設置
四、対象事業の規模
　既設　焼却施設（燃焼炉）
　　廃油　６・７キロリットル／日
　新設　焼却施設（固定床炉）
　　汚染物　７・２トン／日
　新設　焼却施設（小型焼却炉）
　　汚染物　２２５キログラム／日
五、対象事業実施区域
　青森県八戸市大字河原木字海岸一七―六
六、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
　青森県八戸市
七、評価書及び要約書の縦覧場所
　東京鐵鋼株式会社　八戸工場　事務所
　八戸市環境保全課（東部終末処理場　三階）
八、評価書及び要約書の縦覧期間
　平成二十八年四月八日（金）から
　平成二十八年五月七日（土）まで
　（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
九、評価書及び要約書の縦覧時間
　午前九時から午後五時まで
　縦覧期間中は左記のウェブサイトとして本評価書及び要約書を閲覧いただけます。
　http://www.tokyotekko.co.jp/assess/hyoukasyo.html

平成二十八年四月八日
　東京都千代田区富士見二―七―二
　　東京鐵鋼株式会社
　　代表取締役社長　吉原　毎文

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から平成二十八年七月三十一日までにお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月八日
　岩手県盛岡市大通三丁目二番八号
　　岩手県機械金属厚生年金基金
　　代表清算人　藤沼　弘文

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月八日
　名古屋市中区丸の内三丁目一四番一一号
　　愛知県管工事業厚生年金基金
　　代表清算人　石原　佳雄

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年４月８日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社信山　②東京都知事(2)91814　③取締役　鄭武壽　④東京都千代田区霞が関三丁目２番５号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区霞が関三丁目２番５号　有限会社信山　取締役　鄭武壽

①有限会社信徳　②北海道知事(1)7965　③取締役　鄭武壽　④札幌市中央区南四条東三丁目９番１号　⑤1000万円　⑥北海道知事　⑦東京都千代田区霞が関三丁目２番５号　有限会社信徳　取締役　鄭武壽

①稲畑産業株式会社　②国土交通大臣(2)7668　③代表取締役　稲畑勝太郎　④大阪府大阪市中央区南船場一丁目15番14号　廃止した従たる事務所　東京都中央区日本橋本町二丁目８番２号　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市中央区南船場一丁目15番14号　稲畑産業株式会社　代表取締役　稲畑勝太郎

①株式会社日本海リッチランド　②鳥取県知事(1)1313　③代表取締役　吉岡利国　④鳥取市吉成二丁目14番21号　⑤1000万円　⑥鳥取県知事　⑦鳥取市吉成二丁目14番21号　株式会社日本海リッチランド　代表取締役　吉岡利国

平成二十八年四月八日
　兵庫県尼崎市昭和通二丁目六番六八号尼崎市中小企業センター六階
　　尼崎機械金属厚生年金基金
　　代表清算人　瀬良　之敏

債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月八日
　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目五番一〇号
　　全国神社厚生年金基金
　　代表清算人　田中　恆清